

広島県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年五月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
県立瀬戸田病院	尾道市瀬戸田町中野四〇〇番地	平成二十二年三月二日
医療法人社団 渡辺内科 医院	府中市府川町一〇〇番一九号	平成二十二年一月二八日
県立神石三和病院	神石郡神石高原町小畠一七六三番二号	平成二十二年三月二日
クレオ薬局	呉市中央一丁目五番一五号	平成二十二年二月二八日
ほほえみ薬局	呉市伏原一丁目三番一〇号	平成二十二年二月二八日
ハーツ薬局フジグラン東 広島店	東広島市西条町御園宇四四〇五番地	平成二〇年一〇月三二日
安芸府中薬局	安芸郡府中町青崎南二番二号一〇四	平成二十二年三月二日
厚生連訪問看護ステーション	安芸高田市吉田町三六六六番地	平成二十二年三月二日